

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更(財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。)や特約の追加等による変更契約もできません。

商品の特徴

- ・ 加入できる期間中にいつスタートされても高校進学時(15歳満期)、大学進学時(18歳満期)、独立時(22歳満期)に合わせて学資金等の準備ができます。
- ・ 出生、新入園、新入学からの将来の学資金づくりに最適です。
- ・ 保険契約者が加入後亡くなられた場合などには、その後の保険料は払込みを要しません。
- ・ 保険契約者が保険期間の満了前に亡くなられた場合など、その日から保険期間が満了するまで、被保険者の生存中に限り育英年金が支払われますので、安心して子育てができます。
- ・ 生存保険金付18歳満期育英年金付学資保険では、中学校進学時(12歳)及び高校進学時(15歳)に基準保険金額の10%の生存保険金が支払われます。また、生存保険金付22歳満期育英年金付学資保険では、大学進学時(18歳)に基準保険金額の60%、20歳時に基準保険金額の20%の生存保険金が支払われます。
- ・ 種類は高校進学コース(15歳満期)、大学進学コース(18歳満期)、大学進学コースで中学進学時(12歳)高校進学時(15歳)に生存保険金が出るコース、大学進学コースで大学進学時(18歳)20歳時に生存保険金が出るコースの4種類です。

契約種類と加入年齢

契約種類	加入年齢	
	保険契約者	被保険者
15歳満期		0~10歳
18歳満期	18歳(男性)	0~12歳
生存保険金付 18歳満期	16歳(女性) ~ 55歳	0~9歳
生存保険金付 22歳満期		0~12歳

注意事項

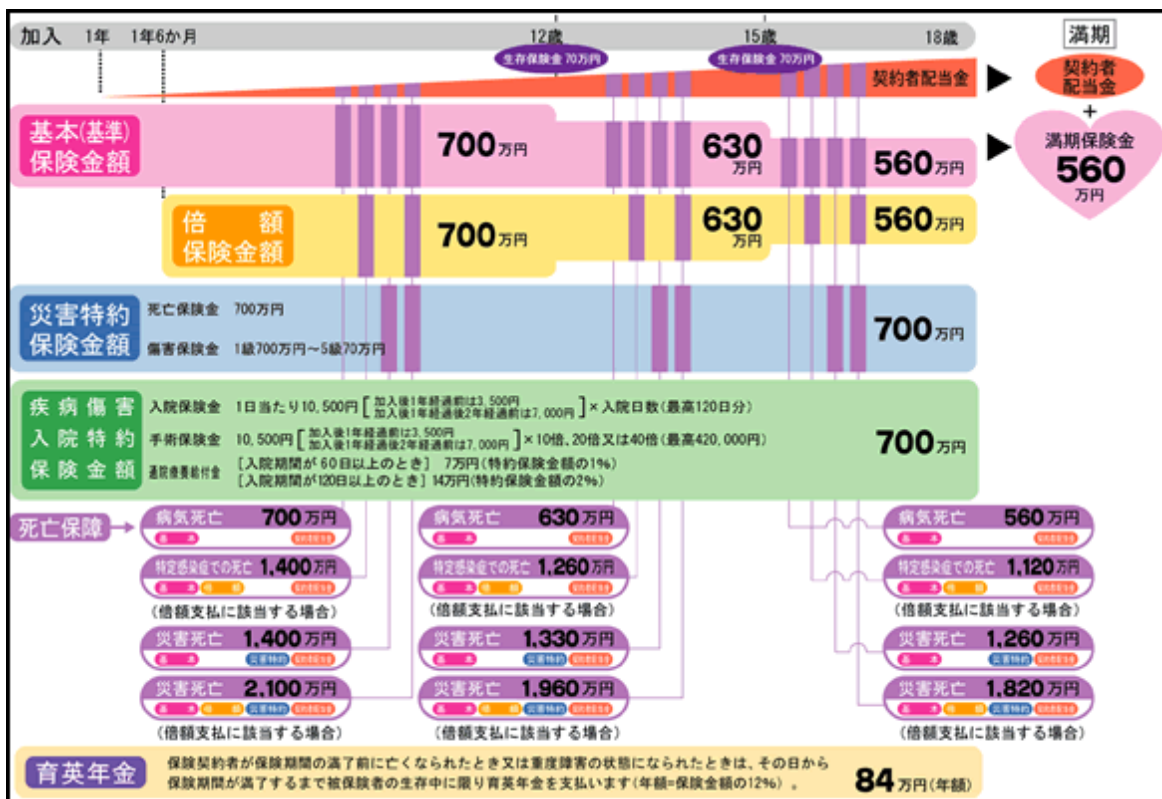
- ・ 15歳満期育英年金付学資保険及び18歳満期育英年金付学資保険には、生存保険金付18歳満期育英年金付学資保険及び生存保険金付22歳満期育英年金付学資保険にあるような生存保険金の支払はありません。
- ・ 被保険者が6歳未満で亡くなられたときは、保険金額が減額されます。
- ・ 被保険者の加入年齢の計算
出生の日が4月2日の方はその日から、4月2日以外の方は、出生日の直前の4月2日に出生したものとみなし、その4月2日から、申込日までの期間によって計算し、1年に満たない端数は、切り捨てます。
- ・ 満期日について
満期日は誕生日ではなく、申込日に被保険者がその加入年齢に達したものと算出した15歳(15歳満期型)、18歳(18歳満期型)又は22歳(22歳満期型)に達する日(契約応当日)です。
[例]申込日平成14年4月1日、加入年齢5歳、15歳満期学資保険の満期日は平成24年4月1日。
- ・ 次の場合は、保険料の払込不要となります。
 - ・ 加入後又は復活後1年経過前に保険契約者が自殺したとき。
 - ・ 被保険者又は保険金受取人が故意に保険契約者を殺したとき。
 - ・ 保険契約者、被保険者又は指定された保険金受取人の故意による傷害又は疾病を原因として、保険契約者が重度傷害の状態になったとき。
 - ・ 保険契約者の死亡につき告知義務違反による解除原因があり、基本契約が告反解除されたとき。
- ・ 保険契約者は1契約につき一人に限ります。
- ・ 育英年金は、保険契約者が亡くなった日又は重度障害の状態になった日に被保険者が生存している場合に限りお支払いいたします。
- ・ 育英年金の第1回目の支払額については、年金年額に年金支払事由発生日から起算し次の年ごとの効力発生応当日の前日までの月数(1月未満は切上げ)を日で割った数を乗じた額となります。
- ・ 次の場合などには、育英年金をお支払いできません。
 - ・ 保険契約者が基本契約又はその復活の効力発生後1年を経過する前に自殺したとき。
 - ・ 任意承継後の保険契約者がその承継の効力発生後1年を経過する前に自殺したとき。

- ・ 被保険者が故意に保険契約者を殺したとき。
- ・ 加入年齢、保険期間、性別等により、払い込まれる保険料の総額よりも、支払われる生存保険金額及び満期保険金額の総額が少ない場合があります。

基本保険金額700万円(生存保険金付18歳満期)

災害特約保険金額700万円
 疾病傷害入院特約 700万円
 保険金額

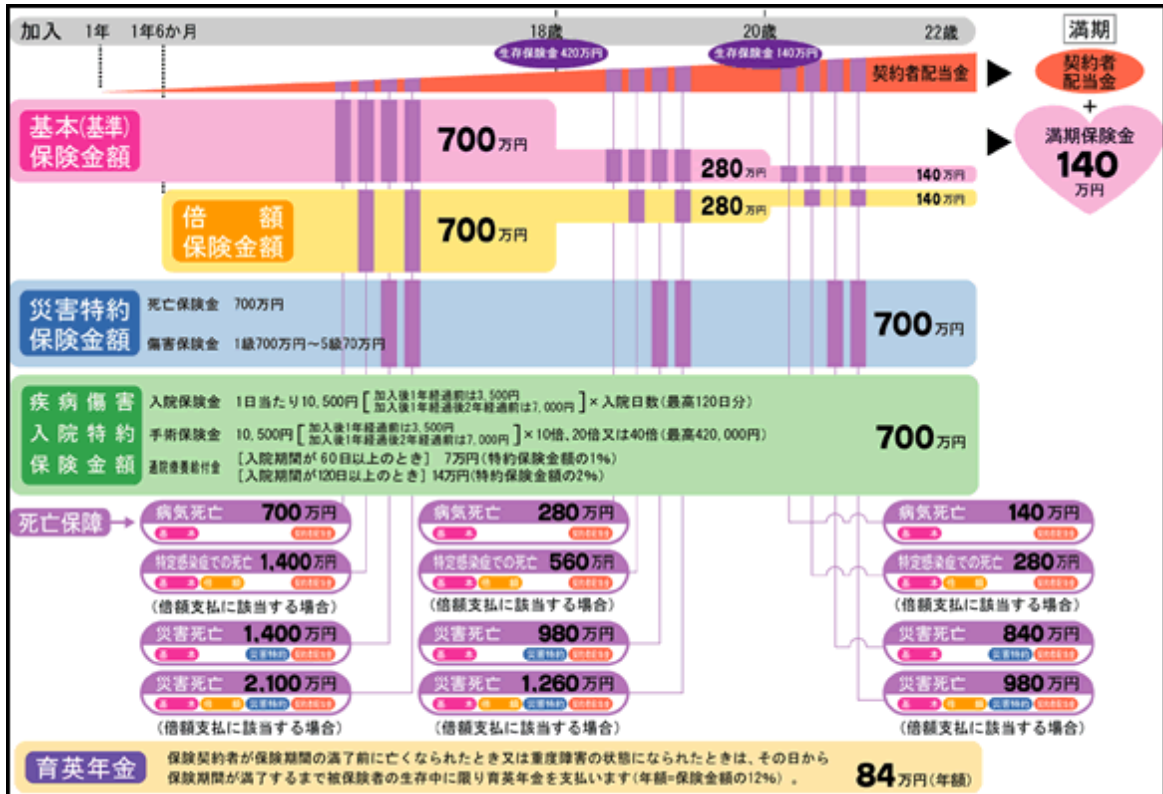
に加入の場合



基本保険金額700万円(生存保険金付22歳満期)

災害特約保険金額700万円
 疾病傷害入院特約
 700万円
 保険金額

に加入の場合



基本(基準) 被保険者が亡くなられたとき。

倍額 加入後1年6か月を経過し、事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき(重大な過失等がない場合)又は特定感染症で亡くなられたとき。

災害特約 事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき。

契約者配当金 1年経過後から契約者配当金の発生状況により積み立てられ、契約の終了時等に支払います。また、一定の要件のもとに、お客さまのご請求により、いつでもお受け取りになります。

- ・一つの基本契約に付加できる特約は、災害特約と入院特約のうちのいずれか2種類(合わせて最高3種類まで)でした。ただし、特約種類によっては重複して付加できない場合等がありました。
- ・特約保険金の支払額は、特約の種類ごとに通算して、その特約の特約保険金額をもってその限度としました。

- ・ 通院療養給付金は入院保険金の支払対象となる入院を60日以上継続し、退院後も引き続き通院や療養が必要な場合に支払います。